

届出書の提出先

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく届出先は、次の通りです。

甲府市内に設置された特定工場の場合

騒音発生施設、振動発生施設、一般粉じん発生施設及び汚水等排出施設のみを設置する場合については、甲府市の環境部局。

それ以外の施設を設置、又は併設する場合については、特定工場が立地する所在地を管轄する中北林務環境事務所。

甲府市以外の市町村に設置された特定工場の場合

騒音発生施設、振動発生施設のみを設置する場合については、市町村の環境部局。

それ以外の施設を設置、又は併設する場合については、特定工場が立地する所在地を管轄する林務環境事務所。

管轄する林務環境事務所

| 担当課名 | 管轄市町村 |
|--|---|
| 中北林務環境事務所・環境課 【 韮崎市本町 4-2-4 北巨摩合同庁舎 4 階 】 TEL : 0551(23)3090 FAX : 0551(23)3097 | 甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市 甲斐市、中央市、昭和町 |
| 峡東林務環境事務所・環境課 【 甲州市塩山上塩後 1239-1 東山梨合同庁舎 3 階 】 TEL : 0553(20)2739 FAX : 0553(20)2728 | 山梨市、笛吹市、甲州市 |
| 峡南林務環境事務所・環境課 【 西八代都市川三郷町高田 111-1 西八代合同庁舎 2 階 】 TEL : 055(240)4141 FAX : 055(240)4189 | 市川三郷町、早川町、身延町、 南部町、富士川町 |
| 富士・東部林務環境事務所・環境課 【 都留市田原 3-3-3 南都留合同庁舎 2 階 】 TEL : 0554(45)7811 FAX : 0554(45)7807 | 富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、 道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、 鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村 |